

7月1日(火)~9月30日(火)

平日午前9時~午後8時

※8月13日(水)~15日(金)を除く

特に午後1時から午後4時まで
の重点的な節電をお願いします。

高齢者や乳幼児、体調の悪い人がいるご家庭は、熱中症に十分気を付けて、無理のない範囲での取り組みをお願いします。

家庭でできる節電

・エアコンの温度設定を28度に

・すだれなどで日差しを和らげる

・不要な照明を消す

・冷蔵庫の温度設定は「中」に設定し、扉を開ける時間や詰め込みを減らす

・テレビは、省エネモードにし、不要時は消す



問い合わせ 環境保全課

この夏も節電にご協力ください

国民健康保険料等の負担を軽減 非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減する制度を実施しています。対象者は次の①②の要件をいずれも満たす人で(申請必要)。

▽要件 ①離職時点65歳未満②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います

▽手続き 雇用保険受給資格者証を取得し、国民健康

保険証、印かんと共に持参のうえ、国保医療課で手続き

【軽減対象期間】(例1)平成24年3月31日から25年3月30日までに失業した人:離職日翌日の属する月から平成26年度まで

きをしてください。

離職者コード番号	離職理由
11	解雇(コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

非自発的失業者の要件となる離職理由と離職者コード番号

平成26年経済センサス基礎調査 平成26年商業統計調査

一体的に実施されています!

7月1日(火)を基準日として、平成26年経済セン



サス基礎調査および商業統計調査が一体的に実施されています。

この調査は全国すべての事業所・企業を対象とし、従業者数などのほか、売上高などの経理項目を調査するものです。支社等のない事業所・新設された事業所については、調査員が7月上旬から

配布した調査票の回収に伺います。支社等を有する事業所等については、郵送された調査票の返信をお願いします。なお、新設された事業所以外の事業所では、インターネットでの回答も可能です。調査結果は、各種産業や商業の実態を明らかにし、様々な行政施策の資料に活用されます。個々の調査票の秘密は厳守されますので、調査への協力をよろしく願います。

◆問い合わせ 政策推進課

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽要件 ①加入者全員の直近3カ月の収入が、生活保護基準額に世帯の医療費自己負担限度額を加算した額の1.1倍以内②その他、特に必要と認められた場合

一部負担金の減免等

国保加入者が、ひとつの医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。▽承認期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、

福祉医療

8月からの新受給者証を送付

老人(満65歳以上)7歳未満、ひとり親家庭、重度障がい者(児)を対象とする福祉医療費受給者証の有効期限は7月31日です。引き続き該当する人へは、市から7月未だに新しい受給者証を郵送します。

8月以降、医療機関での受診時には、新しい受給者証を使用してください。重度心身障害者老人健康管理事業のシールについても引き続き該当する人へ郵送します。

なお、福祉医療、重度心身障害者老人健康管理事業について、所得制限などにより平成25年度は非該当となった人で、所得の減少などにより今年の8月以降に該当することになった人は、受給者証交付申請書の提出が必要で

福祉医療等の各制度は、所得制限額(表)にあてはまる人、および医療制度ごとに定められた条件を満たす人が該当します。▽申請に必要なもの 健康保険証、印かん、ひとり親家庭は戸籍とう本、重度障がい者(児)または重度心身障害者老人健康管理事業対象者は身体障害者手帳か療育手帳

区分	扶養人数					以降1人につき
	0人	1人	2人	3人	以	
老人医療(申請者本人)	1,595千円以下	1,975千円以下	2,355千円以下	2,735千円以下	380千円加算	
ひとり親家庭医療(同居の扶養義務者を含む)	2,360千円未満	2,740千円未満	3,120千円未満	3,500千円未満	380千円加算	
障害者医療・重度心身障害者老人健康管理事業	3,604千円以下	3,984千円以下	4,364千円以下	4,744千円以下	380千円加算	
配偶者・扶養義務者(ひとり親家庭医療を除く各制度)	6,287千円未満	6,536千円未満	6,749千円未満	6,962千円未満	213千円加算	

※上記の額は、平成25年度中の所得から本人控除(障害者控除など)や社会保険料控除を差し引いた額です。

◆問い合わせ 国保医療課

介護予防のための

「日常生活圏域ニーズ調査票」は必ず返送を

6月初旬に、対象者に送付した「日常生活圏域ニーズ調査票」は、皆さんの健康や日常生活の状態と見守りの必要とされる高齢者を把握するために不可欠な調査です。

返送がまだの人には再送付しますので、8月7日(木)までに必ず返送していただきますようお願いいたします。

◆問い合わせ 高齢介護課